

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月28日
【会社名】	株式会社ナカヨ
【英訳名】	NAKAYO, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 本 佳 己
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市総社町一丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月28日に提出いたしました第76期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社であるナカヨ電子サービス株式会社（以下「電子サービス」という。）において社内規程違反により取引先に支払った前渡金の回収が困難になる事態が生じました。

当社は、平成29年8月9日に当社とは利害関係を有しない外部専門家を中心に構成される調査委員会を設置し、本件の事実関係の調査、原因究明を実施いたしました。その結果、平成29年9月12日の調査委員会の調査報告書等により、主に以下の事実が判明いたしました。

- ・ 前渡金29百万円に関する取引は、社内規程に則った手続きを経ていない。
- ・ 規程上必要とされている社内決裁を経ていない支払取引がある。

本件は、電子サービス役員の独断により、当該取引先に対し、経営上必要とされる合理的判断に基づくことなく、かつ必要な社内手続きを経ずに29百万円が送金されたことで、一部の内部統制が無効化されたことによるものです。早期発見と適切な対応を逸した主な原因は、役員が会社の機関である取締役としての役割、法的責任、実施すべき行為についての理解に欠けているなどコンプライアンス意識が不足していたこと、管理部門による管理体制及び親会社によるモニタリングが不十分であったこと等の全社的な内部統制の不備によるものと認識しております。

当該全社的な内部統制に関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、本件は当事業年度末日以降に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な不備を是正するために再発防止委員会を設立し、調査委員会及び外部専門家からの助言を踏まえ、子会社役員による内部統制を無効化する行為への対応も含めた再発防止のため以下の改善策を講じてまいります。

- ・ 当社及びグループ会社におけるコンプライアンス教育の実施と、コンプライアンス意識の浸透
- ・ 当社及びグループ会社における内部統制及び管理体制の改善・強化(業務分掌及び管理体制・規程の見直し)
- ・ 当社による子会社業務のモニタリング強化